

# 国を越えて 売買される生きものたち

一般財団法人 自然環境研究センター  
戸田光彦

## 国際取引される 爬虫類・両生類

多くの動物が食用や皮革、ペットなどの目的で国際的に取引され、相当な割合の種について資源の枯渇が心配されている。ここでは「資源として国際取引される動物」の現状と対策について、私が専門とする爬虫類・両生類を題材につづつみよう。

ワニやヘビ、トカゲ、カメなどの爬虫類は、皮革やベッコウ、食用、あるいはペットとしての需要があり、盛んに取引が行われてきた。カエルやイモリなどの両生類も、ペットや食用として利用されている。日本の爬虫類・両生類は、ウミガメ類とオオサンショウウオを除くと小型の種が多く、食用や皮革用に使われる種は少ないことから、資源としての位置付けはさほど高くはない。しかし、国際的には、ワニやニシキヘビ、ウミガメ、オオトカゲなどの大型の種を中心に高い需要が存在する。

爬虫類・両生類のうち、特に大型の種は熱帯を中心とした低緯度地域に多く生息している。一方

で需要は緯度の高い地域に多い。熱帯諸国で捕獲された野生生物が温帯諸国に輸出され利用される」という構図は、アジア地域内、アフリカ・ヨーロッパ間、南北アメリカ間など、世界中で認められる。需要の増大に伴って資源が枯渇する例は少なくなく、国際自然保護連合（IUCN）が公表しているレッドリスト（注1）では、多くの種が「絶滅のおそれあり」とされている。

ここで注意すべきは、需要の状況は種群によってさまざまであるという点だ。定量データに基づくものではないが、例えば、大型カメ類の卵や肉は主に原産地で消費されるのに対し、ベッコウは日本を含むアジアの中緯度地域で需要が高い。また、皮革やペットとしての爬虫類・両生類は、欧米や日本など先進国を中心に消費されている。

## ワシントン条約が目指す 動植物の保護

取引によって脅かされている野生生物を保護するために、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」が作られた。この条約



ガラパゴスゾウガメ(附属書I掲載種)

の目的は、輸出国と輸入国が協力し、絶滅のおそれがある野生動植物の国際的な取引を規制し、これらの動植物の保護を図ることだ。英名は“Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora”、1973年に米国ワシントンで行われた会議で採択され、1975年に発効している。ワシントン条約、または、英語名称の頭文字をとってCITES（サイトス）と称されるこの条約は、今年3月時点で181カ国と欧州連合が締約。日本は1980年に締約国となった。

ワシントン条約が規制するのは、経済活動としての国際取引によって、種の存続が脅かされる生物種だ。逆に言えば、絶滅が危惧されている種でも、経済的な国際取引の対象となり得ない生物はこの条約の対象とはならない。国際的な取引の影響を受けている野生動植物を、絶滅のおそれの程度に応じて「附属書I・II・III」の三つに区分し、それぞれの必要性に応じて国際取引の規制を行うこととしている。

## ペット輸入国 日本も無縁ではない

商業目的のための国際取引を原則禁止する「附属書I」の掲載種には、ウミガメ科やオオサンショウウオ科、コモドオオトカゲ、ガラパゴスゾウガメなどがある。また、国際取引の際に輸出国の許可を必要とする「附属書II」には、ボア科、オオトカゲ科、リクガメ科、ヤドクガエル属など、

ペットや皮革用として人気のある種群が掲載されている。条約の改正や運用などについては、2〜3年ごとに開かれる締約国会議で議論される。

前回の締約国会議は2013年3月にタイで開催され、日本固有種であるリュウキュウヤマガメが附属書IIに掲載された。次の会議は今年9月から南アフリカ共和国で予定されているが、附属書の改訂については既に提案が出そろい、ウェブサイトで上で公開されている（注2）。爬虫類はナイルワニ、キノボリアリゲータートカゲ、フタスツポなど16種類について、両生類はアカトマトガエル、チチカカミズガエルなど5種類について、新たに掲載することや掲載内容を変更することが提案された。ペット目的の採集で減少しているトカゲ類、カエル類に関しては、輸入国として日本も相応に関係しており、私たちは「絶滅のおそれ」を増大させ得る側にあると言える。

## 日本産イシガメ類が 直面している課題

アジア産の淡水カメ類（イシガメ科）については、多くの種がワシントン条約の附属書IIに掲載されている。これまで、日本は主に野生生物の輸入国であったが、近年、多数の日本産カメ類が輸出され、種の存続が脅かされていることから、ワシントン条約に基づき輸出が規制されることとなった。昨年5月からは沖縄県八重山諸島に分布するヤエヤマイシガメの輸出が、同年12月からは本州から九州にかけて広く分布するニホンイシガメ

のうち甲長8センチ以上の野外採集個体の輸出が、それぞれ実質的に規制されている。これらの種は中国などで、食用や薬用、ペット用、養殖の種親用としての需要があるという。



ヤエヤマイシガメ(附属書II掲載種)。正面から見ると、ほほ笑んだような独特の顔つきをしている

淡水カメ類の資源管理は、日本がこれまでに取り組んだことのない課題である。しかし、日本は野生生物の原産国として、国際取引による資源の枯渇を防ぐために、持続的な利用を進めるべき立場に置かれている。今後は、これら2種のカメ類の資源量（生息密度、分布域面積、個体数など）を把握し、国内利用を含めた利用の在り方を検討することが必須だ。国際的に見れば、野生生物を保護しつつ持続的な利用を図るという課題は、ワシントン条約の附属書IIに掲載されている全ての生物について当てはまるだろう。

## Profile

とだ・みつひこ  
富山県生まれ、千葉県在住。金沢大学で生態学を学び、博士号（理学）を取得。1993年より「一般財団法人自然環境研究センター」に在席。外来種対策（外来生物法の施行に関する業務、外来爬虫類・両生類の防除、絶滅危惧種の保全などの業務）に従事。



注1 <http://www.iucnredlist.org/>  
注2 <https://cites.org/eng/cop/17/prop/index.php>